

議会運営委員会会議録

令和8年8月25日（火）

（開 会）10：00

（閉 会）10：18

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案及び報告の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 請願第17号の採決について
- 5 決算特別委員会の設置について
 - （1）名称：令和7年度決算特別委員会
 - （2）定数：11人
 - （3）人選届出期限：8月31日（月）午後5時
 - （4）設置時期：9月2日（水）定例会初日
- 6 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - （1）一般質問通告締切日 8月26日（水）午後5時
 - （2）議案に対する質疑通告締切日 9月 3日（木）午後5時
 - （3）意見書案・請願提出締切日 9月 3日（木）午後5時
- 7 議員派遣について
 - （1）第21回全国市議会議長会研究フォーラム（11月11日（水）・12日（木）島根県松江市）

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和8年第4回定例会の提出議案及び報告について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

それでは、まず予算関係の議案からご説明いたします。

「議案第90号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、「議案第90号」と記載しております「令和8年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いします。表の下に記載しておりますように、当初予算編成後に発生した事由により、早急に執行すべき経費と、令和8年6月下旬及び7月上旬の大雨災害に係る災害復旧等に要する経費を補正するものでございます。

一般会計では、歳入歳出予算の総額に1億28万6千円を追加して844億8911万2千円にしようとするものでございます。

4ページ以降に補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明については省略させていただきます。

続きまして、予算関係以外の議案について、議案概要で説明させていただきます。

1ページをお願いします。「議案第91号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する

条例」につきましては、教育を受ける機会の支援を拡充するもので、高等学校の区分の見直し、募集人員及び返還免除制度の拡充を行うものでございます。

「議案第92号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第94号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第95号 飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市穂波福祉総合センターの大規模改修に伴い、当該工事期間中に市長による施設維持管理を行う必要があるため、市長または指定管理者のいずれによっても管理することができるよう、関係規定を整備するものでございます。

2ページをお願いします。「議案第96号 飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第97号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市地方卸売市場の花き部を廃止することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第98号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第99号 契約の締結（競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事）」につきましては、競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事について、オガワ設備工業株式会社と2億1484万7600円で請負契約を締結するものでございます。

「議案第100号 財産の取得（端末管理機能ライセンス）」につきましては、市立小学校における学習端末機器の管理に供するもので、取得価格は2433万5025円、契約の相手方は株式会社 大塚商会 九州支店でございます。

「議案第101号 訴えの提起（介護給付費返還請求事件）」につきましては、過誤により生じた介護給付費の返還に事業者が応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に返還請求訴訟を提起するものでございます。

3ページをお願いします。「議案第102号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」につきましては、飯塚市文化会館の指定管理者として公益財団法人 飯塚市教育文化振興事業団を令和9年度から5年間指定するものでございます。

「議案第103号 市道路線の認定」につきましては、寄附採納等に伴い、9路線を認定するものでございます。

「議案第104号」の人事議案につきましては、任期満了に伴う人権擁護委員1名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

「令和7年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「令和7年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの14件の認定議案につきましては、地方自治法、地方公営企業法の規定に基づき、令和7年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。

以上で議案の説明を終わります。

最後に、報告について、引き続き議案概要で説明させていただきます。

4 ページをお願いします。報告第 17 号から第 26 号までの 10 件の報告でございますが、「物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「市営住宅の管理上必要な訴えの提起」、「市営住宅の管理上必要な和解の申立て」、令和 7 年度の「小型自動車競走事業特別会計の継続費精算報告書及び健全化判断比率」及び「公営企業の資金不足比率」につきましては、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、ご説明いたします。

「令和 8 年第 4 回市議会定例会議案一覧表」を御覧ください。議案第 90 号は総務委員会に、91 号から 95 号までの 5 件は福祉文教委員会に、96 号は協働環境委員会に、97 号は経済建設委員会に、98 号は総務委員会に、99 号は経済建設委員会に、100 号から 102 号までの 3 件は福祉文教委員会に、103 号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

人事議案であります議案第 104 号は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

次に、認定議案でございますが、認定第 1 号から 10 号までの 10 件につきましては、後ほどご審議いただきます特別委員会に、11 号から 14 号までの 4 件につきましては、経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

最後に、報告事項 10 件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これに合わせる形で議案付託一覧表（案）も作成いたしておりますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和 8 年第 4 回飯塚市議会定例会会期日程（案）」を御覧ください。会期につきましては、9 月 2 日から 28 日までの 27 日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程（案）に記載のとおりと考えております。

初日 6 番目の「議案に対する質疑、委員会付託」につきましては、後ほどご審議いただきたいと思います。

次に、9 月 2 日の本会議の開会に先立ちまして、このたびの「令和 8 年熊本地震」及び「令和 8 年 8 月千葉豪雨」の犠牲者へ黙祷をささげていただいております。

また、藤堂議員より、親族葬儀に対する謝辞を述べたいとの申出がっておりますので、災害の犠牲者へ黙祷をささげた後に、この申出を受けていただいております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「請願第 17 号の採決」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

福祉文教委員会に付託されておりました「請願第 17 号 敬老祝金はこれまで通り 77 歳と 99 歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願」につきましては、閉会中の 8 月 4 日に開催されました同委員会において、審査の結果、不採択となっております。

よって、9 月 2 日の本会議初日での採決につきましては、委員長報告に対してではなく、請願についての賛否をお諮りいたしますので、請願を採択することに賛成の場合は、ご起立いただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。「請願第 17 号の採決」につきましては、ご了承願いますとともに、所属会派での周知をよろしくお願いいたします。

次に、「決算特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

認定第 1 号から 10 号までの 10 件の決算認定議案につきましては、申し合わせにより、特別委員会を設置して付託することとされております。これに従いまして、特別委員会を設置し、審査の日程につきましては、今定例会中の 9 月 17 日、18 日、及び 24 日の 3 日間としていただいております。

なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「令和 7 年度決算特別委員会」、委員定数は「11 人」としていただいております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。認定第 1 号から第 10 号までの 10 件については、事務局説明のとおり、決算特別委員会を設置し、審査することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「令和 7 年度決算特別委員会」とし、委員定数は 11 人とするに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称、委員定数については、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

委員の人員割りにつきましては、「令和7年度決算特別委員会人員割表」を御覧ください。

委員定数は先ほど申しました「11人」となります。

各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただき、不足する委員数につきましては、三角の印で示しております端数がある各会派間等で協議の上、5名を選出していただきたいと考えております。

なお、各会派間等で調整に至らない場合は、正副議長において調整するようにいたしております。

委員の届出期限につきましては、8月31日、月曜日、午後5時までとしていただき、特別委員会の設置につきましては、9月2日、水曜日、定例会初日の本会議におきまして、議案に対する質疑、委員会付託に際して、議長発議により、設置していただいております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り」についてはそのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、8月31日、月曜日、午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、9月2日、水曜日、本会議での議案の委員会付託に際して行うことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」はそのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載しておりますとおり、一般質問の通告締切りにつきましては、8月26日、水曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、9月3日、木曜日、午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、認定第1号から10号までの認定議案に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。

以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議員派遣について」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

11月11日及び12日に、島根県松江市において、第21回全国市議会議長会研究フォーラムが開催されます。閉会中に申込手続を行う必要がありましたことから、会議規則第161条第1項の規定に基づき、閉会中の議員派遣として、議長において派遣の決定をされておりますので、ご報告いたします。

以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

最後に、次回の委員会は9月2日、水曜日の定例会初日、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。